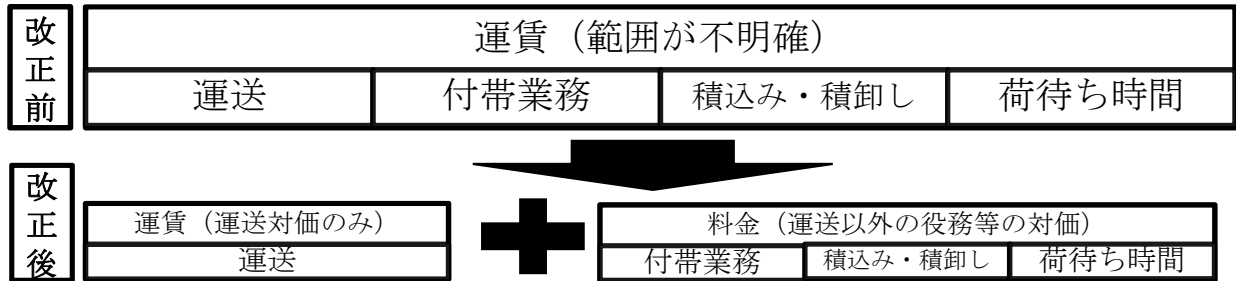


標準貨物自動車運送約款等の改正について

●改正の概要

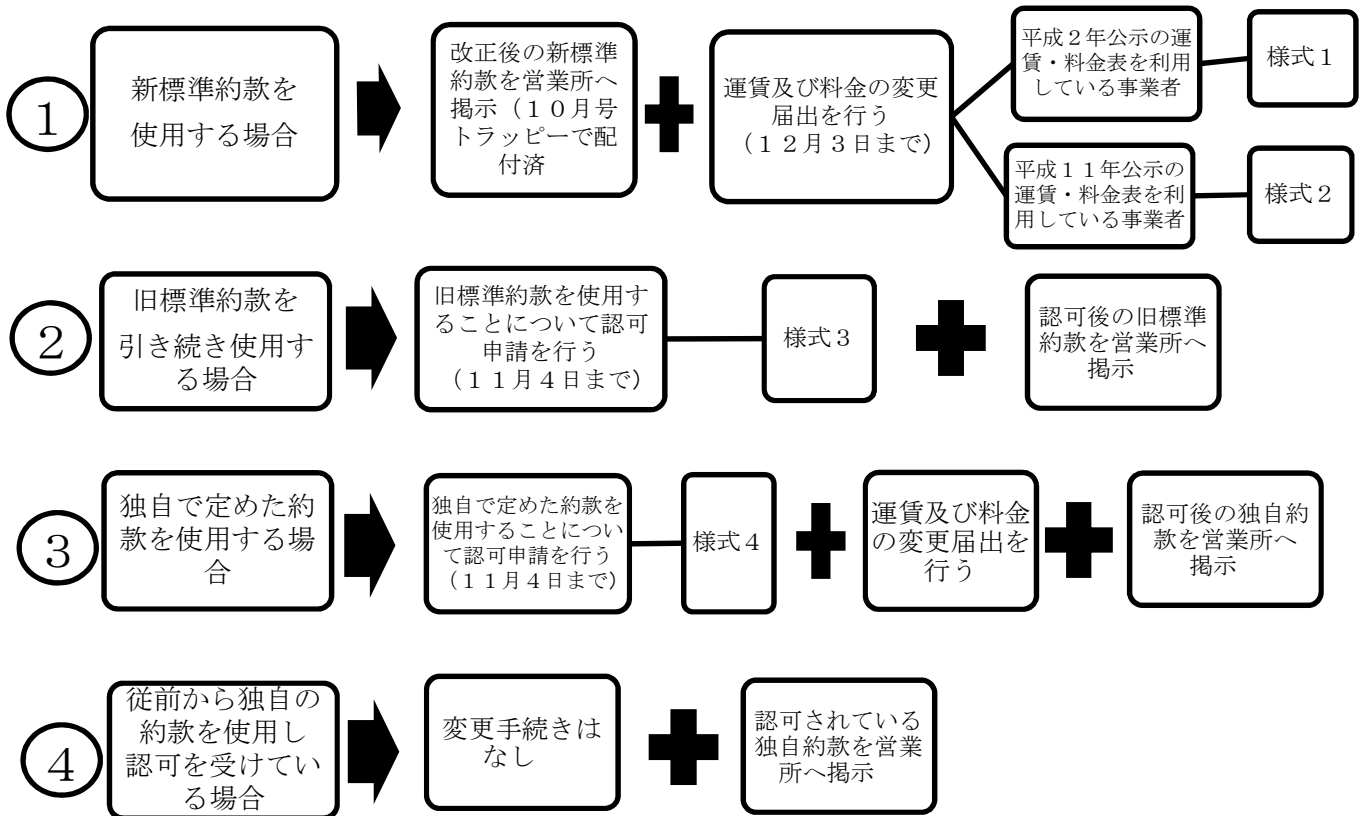
①「運賃」と「料金」の区別を明確化します。



- ②「待機時間料」を新たに規定します。
 （荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします）
- ③付帯業務の内容をより明確化します。

●トラック運送事業者が行うべきこと（必ず手続きが必要となります）

下記のいずれかの方法により必要な手続きを行って下さい。
 ※手続きに必要な書類（下記様式1～4）はトラック協会又は適正化のHPよりダウンロード出来ます。ダウンロード出来ない場合は協会又は適正化までお問い合わせ下さい。



●書類提出方法

- ①各事業者にて、期日までに運輸支局へ提出（3部提出）。
- ②トラック協会にて取りまとめて提出（会員事業所のみ）（3部提出）。
 ※約款の認可申請は10月31日（火）までに送付して下さい。
 ※運賃及び料金表の変更届けは11月30日（木）までに送付して下さい。
 ※事業者控えを郵送にて希望する場合は返信用封筒を同封して下さい。